

法制審議会
民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等
に関する手続（IT化関係）部会
第9回会議 議事録

第1 日 時 令和4年9月16日（金）自 午後1時30分
至 午後4時00分

第2 場 所 法務省大会議室

第3 議 題 民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）の
見直しについて

第4 議 事 （次のとおり）

議 事

○山本（和）部会長 それでは、所定の時間となりましたので、第9回部会の会議を開会いたします。

本日も御多忙の中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は大谷委員、金子委員、手嶋委員、富田委員、山田委員、それから衣斐幹事が御欠席と伺っております。

それでは、前回の部会の後、委員等の交代がございましたので、事務局から御紹介をお願いいたします。

○脇村幹事 法務省民事局民事法制管理官でした内野宗揮が人事異動に伴い幹事を退任し、後任の法務省民事局民事法制管理官である竹林俊憲が幹事に就任しました。さらに、法務省の人事異動に伴い、西臨太郎関係官に替わり、今後は宮崎文康法務省民事局付が関係官として出席をします。

○山本（和）部会長 それでは、竹林幹事、宮崎関係官におかれましては、簡単に自己紹介をお願いいたします。

○竹林幹事 9月1日付で民事法制管理官を命じられました竹林でございます。勉強させていただきたいと考えております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○宮崎関係官 今回の会議から参加させていただきます、関係官の宮崎と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山本（和）部会長 どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、本日の審議に入ります前に、配布資料の御説明を事務局からお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。本日は、部会資料12「民事・家事裁判手続のIT化に関する論点の補充的な検討」と題する資料を配布させていただいております。同資料では、民事執行及び倒産の手続における論点について取り上げております。具体的な内容につきましては、後ほどの御審議の際に事務局から御説明させていただく予定でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の審議の中身に入りたいと思います。今、事務局から御説明がありましたように、現在御承知のように中間試案についてのパブリック・コメント中ということでありまして、最終的な審議はそのパブリック・コメントの結果をもちろん踏まえて皆様に御審議を頂くわけですが、パブリック・コメント期間が10月末ぐらいまで、かなり期間がありますので、その前に、そのパブリック・コメントの結果、例えばある制度を導入するということになったときに、もう少し中間試案から、やはりいろいろな形で詰めておく必要がある事項というのが幾つかあるということで、それについて、資料では補充的な検討という題目になってはいますが、この際、御審議を頂いておくということで、そのパブリック・コメント後の議論に備えるということになるかと思っております。そこで、本日は民事執行及び倒産の手続において幾つかの論点について資料を用意していただきましたので、それについて御議論を頂きたいと思っております。

まず一つ目のテーマですが、部会資料12の1ページ、「第1 民事執行」の「1 売

却及び配当」、このうち「(1) 売却決定期日を経ない売却」、この項目につきまして、事務当局から説明をお願いいたします。

○**治部関係官** こちらの項目には、売却決定期日を経ることなく売却をする仕組みを設ける場合に考えられる規律の具体的内容について記載しております。これは、中間試案で提示したものとおおむね同様ではございますが、具体的な規律について更に検討すべき点があるかも含めて御意見を頂戴できればと存じます。なお、期日方式を維持するかどうかにつきましては、後ほど(3)において検討することを予定しております。

○**山本(和) 部会長** ありがとうございます。それでは、この(1)の点につきまして、どなたからでも、またどの点からでも結構ですので、御指摘、御発言を頂ければと思います。いかがでしょうか。

○**今川委員** 少しお聞きしたいのは、売却決定の日と異議陳述期間なのですけれども、大体読むと、現行民事執行法を前提に手続保障を考えられていると私は理解したのですが、そうすると、今の、例えば入札期間があるようなものであれば、開札期日から3週間以内に売却決定期日を定めるとなっていますので、例えばそういった考え方から行くと、売却決定の日というのも大体そういうお考えを採られているのかという点と、異議陳述期間というのはその間、3週間以内の中で、例えば2週間とか、手続保障として十分かどうかという視点はありますけれども、そういうことを考えておられるのかと。私は現行民事執行法と同様な日程で時間を入れていったらいいのではないかなと、このように考えたりしているのですが、その点いかがお考えなのでしょう。質問です。

○**山本(和) 部会長** それでは、事務当局の方からお答えをお願いいたします。

○**脇村幹事** 脇村です。今、御指摘いただいた点につきまして、恐らく最終的な実務の在り方としては、現状されている売却決定期日の期間と同じぐらいのものを期間として用意するのだろうということをイメージしておりました。あわせて、技術的といいますか、法律でなく規則事項かもしれないかもしれませんが、どういった形でそれを定めていくのかは今後の課題かなと思います。若干考えないといけないのは、売却決定期日とかについて、期日を開くということで、最低限、そこの期日で何かいろいろできるということを前提に組んでいるのに対し、今回、一応、期間で設けましょうということだとすると、下限というのですかね、最低何週間以上とかいう規定の在り方を考えないといけないのかは、少し考えないといけないのかな、みたいなことは思っていました。破産の配当の話とかぶっているかもしれませんが、1週間以上何週間以内のどこかを定めるとか、みたいな議論がもしかしたらあるのかなと思いますので、その点については御意見いただければと思っています。ところでございます。

○**山本(和) 部会長** それでは、ほかにいかがでしょうか。

○**青木幹事** ありがとうございます。細かいところで申し訳ないのですが、1(1)③の執行抗告期間について、現行の期日を開く場合には、告知を受けた日から1週間ということで初日不算入ということになるかと思いますが、当該売却決定の日から起算するということで、同様に初日不算入と理解してよろしいのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○**山本(和) 部会長** それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○**脇村幹事** 脇村です。実質としては、決定をした日を算入しない形で起算することをイメ

ーじして考えておりました。ただ、今、先生に御指摘いただいたところも踏まえながら、どう書いたらそうなるのかどうか、私たちの方でも少し考えたいと思います。売却決定の日と書いたときに、条文操作でできるのかどうか、私たちも少し検討させていただきたいと思っております。ただ、実質としては今の期日と同じような形だと思うので、不算入ということでもいいのではないかとということで考えたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。青木幹事、よろしいでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。

○山本（和）部会長 それでは、そこはまた、もう少し検討いただくということにしたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○高田委員 確認ということになりますけれども、現行法では期日という概念があり、その期日において意見陳述の機会を与え、直ちに決定をするということで、タイムラグがないわけですが、今回この方式にしますと、意見陳述期間と実際に決定を行う売却決定の日の間にタイムラグができて、その間に判明したことをどう反映するか等の問題を生じると思いますが、それらは全て解釈問題という理解でよろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務当局からお答えをお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。基本的には期間内に出てきたものを前提に判断していくという基本線は変わらないのですが、恐らく、意見を述べたときにも、余りないかもしれませんが、途中で意見を変えるとか、そういったこともあるかもしれません。そういったことを含めて、タイムラグがあることによって生じる問題が大きなものがあれば、私たち、立法論として考えなければいけないと思っておりますが、恐らく現場の判断とできるものが多いものだとすると、解釈論で基本的に賄えるのではないかとすることを想定しておりました。

○山本（和）部会長 高田委員、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、少し同じような問題ですので、またそこで御発言を頂いても結構ですので、それでは便宜、（２）の方に移りたいと思っております。資料３ページ「（２）配当期日を経ない配当」、これについて、まず事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目には、配当期日を経ることなく配当を実施する仕組みを設ける場合に考えられる規律の具体的内容について記載しております。本文は中間試案とおおむね同様ではございますが、説明の中で、本文に記載した以外の点について考えられる規律についても記載しております。こちらにつきましても、具体的な規律の内容について更に検討すべき点があるかも含めて、御意見を頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきましても、これもどなたからでも結構ですので、御質問でも御意見でも御自由にお出しを頂ければと思います。

いかがでしょうか。

○青木幹事 ありがとうございます。青木です。配当期日を経ない配当ということで、現行の配当期日を経る場合と比べると、配当表の作成の前にその期日に出席して配当表の原案に対して意見を述べる機会が現行ではあるのに対して、期間方式だとそのような機会がな

いということになるわけですが、部会資料5ページのエのところにあるように、現行法においても配当期日の数日前に債権者や債務者が配当表の原案を確認する機会が設けられているということですので、期間方式でも配当表の作成前にそのような機会を設けるという運用がされるということは可能ではないかと考えております。この意見を述べる機会、意見を聴く機会というのを運用で対応することでよいのかという問題はあるかとも思いますが、配当異議の申出、配当異議の訴えで争う機会は残されておりますので、それでもよいのかなと考えております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。基本的にはこのスキームに御賛同いただく御意見を頂いたかと思いますが、ほかは特段ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、今までの問題とも関係しますが、次に、5ページの「（3）期日方式の廃止」、この点につきまして事務局から資料の説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目は、ここまで検討した期間方式を導入する場合に、期日方式を廃止して期間方式のみとするかについて取り上げるものでございます。この点につきましては、期日方式をとる必要がある事案が想定されるかという観点から検討することが考えられるかと存じます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして御発言を御自由にいただければと思います。

○小畑委員 基本的には本日の部会資料の考え方に賛成でございまして、期日方式を残す必要があるかという観点から各制度について検討いただくのがよろしいかと思っております。配当期日において、具体的な記載がある配当表を作成するニーズが想定される事案というものが、私は具体的なイメージが余り湧いていなくて、この点について実務的な運用を御紹介いただきたいのが1点。また、破産の場合も同じですが、期日方式と期間方式を併存させる場合に、法律上どちらを原則とするかということを示しておいた方がいいのではないかと思います。現行法の破産の運用は、破産実務を批判するわけではないのですが、原則と例外が逆の運用になっているという状況でもございますので、その辺も踏まえて、法律上きちんとした原則を設けるべきではないかと考えているところでございます。この点は意見でございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。前段は御質問でしたが、これは脇村さん、お願いします。

○脇村幹事 この部会資料を作成した意図としては、抽象的に見ても、売却期日については期日方式をとる必要がある事案が想定し難いかな、みたいなことを思いながら作る一方で、抽象的には配当の方はもめているケースなどについて期日方式をとる必要があるかなと思いつながら考えていたところでございます。ただ、なかなか実務的な点、乏しいところがございますので、また委員の皆様から実際こういったことで配当期日でやっていて続行しているケースがあるという御紹介を頂ければ、我々としてもそれを考えさせていただきたいと思っておりますし、最終的にもう期日方式をとる必要がある事案がないということであれば、そういった方向で検討することもあるかもしれませんが、なかなか私たちの方で今、踏み切りが付かないところでございますので、是非教えていただきたいというのが部会資料の意図でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○佐々木委員 2点教えていただきたいのですが、資料の5ページの上の方にイという項目があって、期間方式をとる場合には、民事執行の一般則が適用されることになることと書かれていましたけれども、期日方式を廃止した場合に、期間方式だけにしても、この一般則を適用すれば、審尋とか書証の取調べができるという理解でよろしいかという点が1点と、あと、6ページの2番の（1）のところに、期日方式も維持することとされたのは、破産手続においては破産管財人の認否に時間が掛かることがあって、期日の続行によりこのような事態に柔軟に対応することが可能な期日方式をとる必要がある事案もあると考えられたということで、期間方式はこういう、破産管財人の認否のように時間が掛かる場合に対応する方法というのはどういう方法があるのかというのを、その2点を教えていただきたいと思います。

○山本（和）部会長 分かりました。それでは、2点、いずれも御質問でしたので、事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。1点目につきましては、ここでいう期日方式という方式は、正にそこで異議を言ったりする期日を設けるということに尽きているのかなと思っておりますので、それがなかったとしても、一般的にできる、決定手続等でできることについては、それは執行法上の手続としてできるのかなということを書いて、そういった意味で書かせていただいたところでございます。恐らくほかの決定に際しても必要な、証拠調べというと少し重いから、あれですけども、必要な調査については、執行法上できると思いますので、それと同じ整理ということではないかというので書かせていただいたのが1点目でございます。

二つ目につきましては、すみません、この部会資料がよくないのだと思いますけれども、当然、認否自体があるわけではございませんで、ここで想定していましたのは、例えば配当異議を出すかどうかなど、いろいろ逡巡といいますか、出すかどうか迷ったりとか、確認したりとか、そういったことをする上で、期日を続行といいますか、期間を延ばす必要があるようなケースなどがあり得るのだとすると、それは期日を続行する形でやってもいいのではないかということなどを少し考えながら作らせていただいたところでございます。少なくともこの手続で破産管財人は出てこないもので、分かりにくくて申し訳なかったのですが、言いたかったのは、期間方式は基本的にその期間が終われば、もうその後、基本的には終わって次に進むということを想定しているのに対し、期日方式は場合によってはその期日を続行するということもあり得るということで、延ばすことを考えると、そういったこともあるということも考えていいのではないかということを書きたかったという趣旨でございます。すみません、少し私の説明があれかもしれませんが、一応部会資料としてはそういった意図で考えていたところでございます。

○山本（和）部会長 そうすると、期間を延長するというようなことは基本的には考えられないので、ということが前提になっているということによろしいでしょうか。

○脇村幹事 はい。ただ、いずれにしても期間方式だけのケースについても、絶対延ばせないのかといいますと、それはどうしても決定を留保しないといけないケースなどがありますので、絶対延ばせないという趣旨ではないのですけれども、余りそういった延ばすことを想定するのであれば、それは期間というよりは期日を続行するのがメインの方というこ

とで、絶対賄えないわけではないとは思いますが、順々とやっていかないことが最初から想定されるようなケースについては、期日方式というのは一つの有用な方法かなということを感じていたところでございます。

○山本（和）部会長 佐々木委員、そのような御説明ですが、いかがでしょうか。

○佐々木委員 分かりました、ありがとうございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

先ほど実務のお話がありましたけれども、裁判所から何か補足いただくことは特段。

○金地委員 先ほどから幾つか質問が出ていますのでけれども、最初の小畑委員の御質問の趣旨について、もう一度お聞きしたいのですが。

○山本（和）部会長 小畑委員、お願いできますか。

○小畑委員 配当原案に対して意見を聴取したり、書証の取調べを行ったりした上で配当表を作成するというニーズがどの程度あるのかというところの実務感覚が、すみません、私にはないものですので、その点について、件数が一体どのくらいあるのかということも含めて教えていただきたいというところでございます。

○金地委員 実際には異議の申出とか配当異議自体が非常に件数が少のうございますが、そういうことをせずには何か意見を述べてこられる方というのがそれほど多いわけではないので、配当についての意見などが述べられる場合というのは、異議の申出とか配当異議とかの件数と余り変わらないのではないかと理解しております。したがって、少なくとも私の経験では、それほど件数が多いわけではないと考えております。

佐々木委員からの御質問については、先ほど脇村幹事の方からお答えいただいたとおり、5条に基づいて、売却の場合も配当の場合も、必要に応じて審尋の手続をとれるというのは、現行法でもそのようになっておりますし、仮に期間方式が導入された場合でも同様であるとは考えております。

期日方式を積極的に残す必要があるのかということについては、いろいろな考え方があるとは思いますが、必ずしも積極的に残さなくても対応できるのではないかと考えております。ただ、この辺りは皆さんからの御意見を踏まえて考えなければならぬところだろうとは思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。クラリファイを頂きました。

ほかにいかがでしょうか。

○今川委員 配当期日を経ない配当のところでの質問なのですが、現在は呼出しは送達ということとされていると思うのですが、(2)③を見ますと、送付、つまり送達と送付と両方が入っております。それで、民事執行法の16条では、民訴法のような送達ではなくて、少し簡略とはいわないですけれども、便利な送達方法があるので、それに代えて送付を入れるという立法事実みたいなものがあるのかということで、これも金地裁判官に対する質問になろうかとは思いますが、よろしくお願いたします。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。取りあえず事務局からお答えいただいて。

○脇村幹事 脇村です。この点につきましては、また御意見を頂ければと思いつつながら、一応、部会資料といいますか、作る際に考えたことを少し話させていただきますと、基本的に現行法の期日の呼出しについても、法律上は民訴法94条等ですと、簡易な呼出しもできな

くはないといえますか、来てくれる分は簡易な呼出しでもいいという前提だと思うのですが、今回、指定した場合のこの配当表の送付につきましては、ある意味、裁判の告知みたいな話に近いとは思いますが、裁判の告知は一般的には相当な方法による告知になっているところをごさいます、ただ、一方で実務上、法律上は送達としていなかったとしても、必ず告知しないといけないケースについて、それを確実にするために送達の方法をとられているのが多いというのが実務的なことがあるのかなと思っています。ここでは送付にしていますけれども、結局この配当表の送付は必ず着いてもらわないと困るものですので、実際それが送達の方法をとらなかったとしても、必ずきちんと郵便が届かないと意味がないというところは変わらないのかなと思っています。

そうしますと、法律上は送付にしておいた上で、そういった送達を使う場合には送達を使うということでも、それはほかの決定のことでも同じような扱いをされているのだとすると、いいのかなというところを思っていたところをごさいます。もちろん、議論として法律上必ず送達しないといけないという規定を置くかどうかという、特別のものとして置くかどうかという議論はあり得るのかもしれませんが、執行法の呼出しも一応、法律上は簡易な呼出しもできることを前提にしたとすると、一つとしては、送付にしておいた上で、ただ、届いていないと、これは大変なことです、実務的には送達するという取扱いでもいいのかな、みたいなことを考えながら作っていたところをごさいます、そういった運用でいいのかどうかも含めて御意見いただければと思っています。

○山本（和） 部長 金地裁判官から何か補足いただくことはごさいますか。

○金地委員 すみません、御指名だったので手を挙げてしまったのですけれども、今、今川委員がおっしゃった（２）③のところというのは、期間方式にした場合に、配当表を送付するとか送達するとかというお話なのです。これは、送達ということになると少し重すぎる、送付でも少し重いかと思うところはあるのですけれども、ここでいう配当表、期間方式の場合の配当表というのは、これから皆さん異議がありませんかということをお尋ねする前提としてのもので、内容として確定した現行法でいうところの配当表とは少し意味付けが違うのではないのかなと思います。ここは私も分からないので、知りたいところではあったのですけれども、現行法の内容が確定した配当表であれば必ず着かないと困るということになるとは思いますが、これから何か異議申立てがごさいますかという場合の配当表というのは、それと全く同じ扱いにしなければならないのかということも、少し御議論いただければと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。今川委員、いかがでしょうか。

○今川委員 金地裁判官のおっしゃっていることで、この配当表というのは私は、配当期日に出す配当表と同様に考えておいたので、配当期日は呼出しで送達になっているので、そういう関係で質問をしました。今の金地裁判官の整理の仕方でも考えてみたいと思っています。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。それでは、脇村さん、お願いいたします。

○脇村幹事 いわゆる今でいうと配当原案的なものを作って、それを示して、みたいなイメージで、元々議論は確かにされていたと思うのですが、今の部会資料の仕組み自体は、正にここでいう配当表は配当期日に示す配当表を最終的にイメージし、そういった意味で、先ほど青木先生からも、その配当表を作る前に今でいう配当原案みたいなことをやらなく

ていいのですか、みたいなお話があったと思うのですが、法律上は配当表に異議がなければそれで確定する前提ですので、ここでいう配当表は正に本物の配当表を想定し、ただ、議論としてはおっしゃったとおり、原案的なことをずっと議論しながらやっていたので、あれなのですが、今の案は正に配当表そのものを想定していましたので、その異議の対象として、これに文句ありますかということ言うために、送付とか送達という議論をされていたのかなと思っています。

ただ、先ほど言ったとおり、そうだとすると、いわゆる一般的な裁判の告知などが通常の民訴法とか執行の決定は、相当な方法の告知になっていることからすると、それは送達を必ずしないといけないとまで書く必要はなく、運用でいいのではないかという議論もあれば、いや、これはもう特に重要なことから送達すべきだという議論もあるのかなと。一応、部会資料は一般則で取りあえず、いいのではないか、かつ、正直言いますと、届かなかったときは大変な問題になるというので、普通はそれなりにやってくれるということ前提を考えてはいたのですけれども、そういったことで書かせていただいたところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。今のは原案の趣旨ということですので、それを前提に御議論いただければということですが、ほかにいかがでしょうか。今のようなあれで、（１）、（２）に戻っていただいても結構ですが。

○山本（克）委員 ありがとうございます。今の脇村さんの御発言について確認ですが、そうすると、ここでの配当異議というのは、配当異議の訴えなどを起こすためのポジションを確保するという意味だということによろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 それでは、事務局からお願いします。

○脇村幹事 脇村です。はい、私としてはそう考えていました。正に期日でやろうとしていたことを期日外で期間でやろうというふうに置き換えただけの制度として組めないかなと思って、作らせていただいたということでございます。

○山本（克）委員 そこが多分、余り認識が今まで一致していなかったもので、議論が錯綜していたのだと思うのですが、ポジションを確保するだけのものだとすると、90条6項の1週間の始期なのですけれども、期間が満了してから1週間以内に、ということになってくるということによろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 その点は、資料の5ページのウの一番最後のところですね、ここで山本克己委員の。

○山本（克）委員 ごめんなさい、了解しました。だから、私のような理解が正しかったということですね、ここを見ますと。ありがとうございます。

○山本（和）部会長 そういうことだと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。先ほど小畑委員が御質問された実務的な点と若干関連する、裏表の関係にある点についてのお尋ねなのですけれども、仮に期間方式を導入した場合に期日方式を維持すべき必要があるかどうかということとの関係で、必要性がどの程度あるかということが一方であろうかと思いますが、他方で仮に両方併存するという場合に、これは不必要に複数の規律があるというのは複雑ですので、もし一方だけで十分なのであれば一方に統一するということが、他に理由がなければ、簡便ということ

はあるかと思うのですけれども、何か期日方式を残しておくことによって、より実質的、積極的なデメリットというか弊害のようなことというのが実務的には想定され得るのかどうかということについても、念のため、もし実務家でお詳しい方で何か御意見があれば、伺えると参考になるかと感じました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。実務家でお詳しい方ということですが、いかがでしょうか。

○脇村幹事 脇村です。なかなかここは難しい問題かなと思っていまして、部会資料の説明だけ、あるいは今後のことを考えさせていただきますと、いずれにしても両方の制度を残した場合に、どちらの原則かということは、これは破産法でもありましたが、これは明らかにすることになるのだらうと思います。恐らく、これまでの部会の議論を前提にすると、出席をわざわざ必ずしないといけないということで意見を言えないというよりは、やはり期間を入れた方がいいだらうということだと思っておりますので、原則は期間方式ということを出すということなのだらうと思います。その上で、一定のケースについてニーズがあるケースに、これを残すということも一つの選択肢としてはあるのではないかとはいっています。弊害があるかどうかについては、抽象的に私が思うところですがけれども、不必要に、期間方式をとらずに期日方式をとられるようなことがあるとすると、原則とのバッティングが生じるのではないかという議論はあるのかなとは思っています。

ただ、恐らくこれまでの議論を前提にすると、この期間方式の議論は、今の期日方式が余り使われていないということと変ですけども、出席がないことを前提に議論をしていた、つまり、実際に来ている人が少ないということを中心にしていたと思っておりますので、恐らく併存させたとしても、この期日方式をどんどん使っていくというようなことがされるという弊害は少ないのではないのかというのは抽象的には思っているところです。恐らく、今あって使っていたものをなくして新しく導入するというよりは、使われていないので簡略にしましょうという話だとすると、普通はそちらに流れていくのではないかということからすると、弊害は少ないのかもしれないと思います。ただ、そこは何となく私が抽象的に思っているだけでございますので、また是非弁護士の皆様の御意見、あるいは裁判官の皆様様の御意見を伺いながら、併存させるかどうかも含めて考えていきたいと思っております。

○山本（和）部会長 そういうことですが、垣内幹事、何かコメント等は。

○垣内幹事 どうも御説明ありがとうございました。よく分かりました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○山本（克）委員 今までの議論に少し水を差すようなことを申し上げますけれども、私は立法上の原則と例外というものが実務的な原則と例外に反映しなければならないとは必ずしも思わないです。破産手続における債権調査の二つの方式で、一応、法律の原則は期間方式、書面による調査で、期日は特に必要な場合ということですが、ああいうふうになったのは、私の理解では、民事再生と会社更生は書面調査、期間方式しかないわけなので、破産だけ違うものを原則とするのは難しいだらうという発想だけで、運用上こちらにしてほしいというメッセージまで込められていたとは思っていません。それ以外にも、例えば配当についても、最後配当の手続が原則だと書かれています。実務的にそれが原則になることは誰も期待していなかったと思います。民事再生手続における監督委員を付けるか

どうかというのも、法律上の原則は付けないことになっていますが、付けるのがほとんどの裁判所がやっておられる実務運用だと思います。ですので、必ず原則、例外どおりに運用されることが期待されるのではなくて、やはり立法技術的に原則、例外の書き分けが、どちらが立法しやすく、それを読みやすいかという観点からも原則、例外ということが行われているというのが私の手続法についての理解です。ですので、余り原則、例外が法律上の原則、例外とはひっくり返った運用がされることがけしからんということまで考えて立法する必要は、特にないのではないかと私は思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにこの点、いかがでしょうか。

○杉山 幹事 幹事の杉山です。売却に関してはともかく、少なくとも配当について期日を全く廃止してしまうことには少し疑問も感じております。倒産手続よりは債権者の数が少ない場合もあり、債権者間の調整とか、あるいは、配当原案に対する意見聴取をするという従来の方式も、少ない数の債権者の間でウェブの方式などを使えるのであれば、期日方式の方が比較的成本も低く行うことができる場合もあるのではないかと思います。実際には期間方式を使うことの方が圧倒的になるとは思いますけれども、期日をあえて廃止することもないとは思っております。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

○山本（克） 委員 何度もすみません。今の杉山幹事の御発言について、杉山さんの御意見の真意を少しお伺いしたいのですが、配当異議について期日方式をとった場合に、ウェブ会議などを使えるということですが、出席者をあらかじめ把握していないとウェブ会議を設定できないと思うのですけれども、そうすると、事前にインフォーマルに意見を聴くのと、あらかじめ出席者を把握する方法を決めておかないとうまくいかなくて、その日に合わない人が外れてしまうというようなこともあるので、私は配当表を確定するところはインフォーマルなやり方でやっても、特に期日でなければならないということにはならないのではないかと、とにかく、何が聞きたいかという、ウェブ会議の出席者を裁判所が事前把握する手段というものを考えておかないとウェブ会議は使えないのではないかと気がしたということでございます。もしその点、お考えがあれば教えていただければと思います。

○杉山 幹事 詰めて考えていたわけではないのですけれども、債権者の数が少数で、ウェブ会議での参加が期待できる人ばかりであるといえますか、連絡先なども分かっているような場合を想定して申し上げました。余り現実的ではないかもしれませんが、そういう場合もあるのではないかとこの程度で考えていたところです。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村 幹事 期日方式を残した場合に、ウェブを使うかどうかはまた改めて、ウェブか電話、どちらかという問題もありますけれども、議論させていただければと思いますが、イメージからすると、恐らく、期日の呼出しをするときに、希望しますかみたいなことを聴くのかな、みたいなことを勝手に思っていて、どこまでウェブによる参加を宣伝するのかどうかという問題もあるのかなという気がしますが、詳しい方ですと多分、呼出しがあっ

たときに、私は期日に行けない、できれば遠いのでウェブにしてください、みたいなことを言うのかな、みたいなことは漠然と思っていました。ただ、それが、先ほどから出ているとおり、そもそも出席率が低い中、それをやる人がいるのかということ、あれかもしれませんが、呼出しするときにやるのかな、くらいのことは思っていたので、またその辺、恐らく今、ウェブ会議をやっている中で、皆さんの中でもこういった形でウェブ参加したい、みたいな意見表明等をされている方もいらっしゃると思うのですけれども、実務的なことがあれば、また教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにこの部分、（１）から（３）全体で、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、（１）、（２）の辺りの構成は、それほど大きな御異論というか御意見はなかったように思いましたが、（３）をめぐるのは、期日方式を残す必要性というのが本当にあるのか、どの程度あるのか、あるいは優先順位を付けるとしてどちらを優先するのか等々、御議論を頂いたところかと思えます。この点は中間試案でも（後注）の形で記しているところでありますので、実務上のニーズ等を含めて御意見が出てくる可能性はあると思えますので、それを踏まえて、また今日の議論を踏まえて、事務当局の方で引き続き検討をしていただいて、また次の案を作っていただければと思います。

それでは、よろしければ次の、同じ民事執行ですが、やや違う話題ですけれども、資料 7 ページの「2 配当等の額の供託」、こちらの議論に移りたいと思います。まず、事務当局から部会資料の説明をお願いいたします。

○治部関係官 こちらの項目には、配当留保供託がされた場合において、長期間にわたり供託事由を解消するための手続がとられないままとなっている事案を解消するための仕組みを設ける場合の具体的な規律の内容について記載しております。こちらにつきましても、更に検討すべき点があるかも含めて御意見を頂戴できればと存じます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

これは今回初めてというか、こういう配当留保供託の問題について解決する必要があるのではないかという意見はこれまで一般的な形で部会で出されていたところかと思えますが、それを踏まえて今回、事務当局において具体的な手続の形でそれをお示しいただいたということかと思えますけれども、これも御質問、御意見、いずれでも結構ですので、御自由にお出しを頂ければと思います。

○植松幹事 ありがとうございます。そもそも論みたいなどころになってしまって申し訳ないのですけれども、今回こういった改正の提案がされるに当たっての立法事実があるのかといった点について、日弁連内でも意見が出ておりますので、その点について具体的に教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 では、事務当局からお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。この点につきましては従前、裁判所の方から件数と申しますか、実際の実務があると伺っているところがございますので、可能であれば裁判所の方から御紹介いただければ、従前お話もあったとは思っておりますけれども、御紹介いただければと思います。

○山本（和）部会長 それでは、最高裁民事局、お願いいたします。

○橋爪幹事 今、手元に詳しい資料がないのですが、裁判所の中では、配当留保供託の事件、

すなわち、供託事由が消滅したときに配当等を実施するとされているわけですが、執行裁判所が供託事由の消滅を常に把握できるとは限らず、仮差押債権者等の利害関係人からの申告等もされないまま長期間にわたって放置されている事件が多数存在すると認識しております。非常に大ざっぱな感じで申し上げますと、東京高裁管内でも1,000件程度は存在するという実情については把握しております。

取りあえずのお答えは以上とさせていただきます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。植松幹事、いかがでしょうか。

○植松幹事 ありがとうございます。これは私の勉強不足で申し訳ないのですが、多分そういった問題というのはこれまでもあったと思う一方で、こういった改正について議論がされていたというのは存じ上げないのですが、仮にそういった議論がされていなかったとして、今回このタイミングでこういった改正を行う必要性というのが、何か具体的にあるのかどうかという点について、もしあれば教えていただければと思います。

○脇村幹事 脇村です。そういった意味で、当局としてはニーズがあるという御意見があったことを踏まえ、作ったところでごさいます、我々の理解するところで、ニーズがあるかどうかについては裁判所の方からお話があり、また御意見があるのかもしれませんが、恐らく、いずれにしてもこの記録をどう扱っていくのか、民事訴訟法するときにも、長期間、今後電子化していくに当たってずっと、電子だから放っておいていいのだという議論もあれば、一方でやはり一定期間できちんと処理していきましようということで、費用額確定についても10年の期間制限を入れたという議論は少しそれに絡んでいたと認識しています。そういった意味では、これまでどちらかといいますと事件が係属、あるいはある限り、記録をずっと紙で保管していくということはある意味、是といいますか、放っておいてきたところ、今回電子化するに当たって、そういったことで本当にいいのかということが一つの契機なのかなと。もちろん、それにプラスとして、今1,000件程度という話が出ましたけれども、確かにほったらかされているものを本当にそのまま、ただ放っておくと、多分ずっとそのまま放っておかれると思うのですが、いいのかという、そういった意味で、今回の議論の契機として、あるいは実際にやってみたらそういったことがあるということが合わさって御提案されているのかなと思っておりまして、当局としては、ニーズがあり、それについて合理的な理由があって改正できるのであれば、したらどうかということで、差し当たりは作らせていただいているところでごさいます、すみません、それ以上のことは特にないのですが、そういったことを考えております。

○山本（和）部会長 橋爪幹事から補足を頂けますか。

○橋爪幹事 基本的には今、脇村幹事が説明されたとおりなのですが、このような事件の中には、古いものでは昭和30年代の事件記録も未済事件のまま存在しているという実情にありまして、正にこれからIT化により記録を電子化していこうという中で、過去のものとはいえ、そういった紙の記録がいつまでも残るといえるのはいかにも不合理ではないかということを考えまして、せつかくのこの機会に、この問題についても解決をお願いできないかと考えた次第です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。植松幹事、よろしいですか。

○植松幹事 ありがとうございます。

○小澤委員 ありがとうございます。実務的なところから2点、確認をさせていただければ

と思っています。

1点目は、今までの頂いた御説明から、本提案というのは改正法施行後の事件に適用されるのみならず、過去の事件にも遡及して適用されるのかなと考えているところですが、そのような理解でよろしいのかということです。なお、古い事案への適用を想定しますと、例えば、債権者が何らかの理由で催告を受けることができない場合や、意思能力の喪失等で権利行使ができない状態にある場合、また、仮登記債権者や他の債権者について、当時の登記簿上の住所等、本店、商号に通知をしても連絡を取れない場合につきましては、付郵便送達をして追加配当の手続をとることも方法の一つになるのかなと考えております。

2点目ですが、提案の②の、供託の事由が消滅していない旨の届出をしたら、いつまでその届出の効力があるのかという点でございます。一度届出をしても、その後、何もなくそこから2年を経過すると、再度届け出なければならないルールにしなければならないのかなと考えていますが、そのような理解でよろしいかという確認です。

○山本(和)部会長 ありがとうございます。それでは、2点確認ですが、事務局からお願いします。

○脇村幹事 ありがとうございます。今後の議論かとは思うのですが、まず、今回の改正提案につきまして、先ほど植松幹事からのお話があったとおり、今後の記録の、変に増えていくといいますか、ずっとほったらかされるのを防ごうというのを眼目に置くのだとすれば、今後のIT化されたものを中心に適用すればいいという議論もあるでしょうし、一方で、もちろんそういったことを念頭に置きつつも、今起きていることについて、やはりそれは、1,000程度ですか、対応すべきだということであれば、IT化されるまでについてもそれを適用するという意見もあるのだらうと思っています。この提案といいますか内容が合理的ということであれば、過去のものについても放っておくよりは対応した方がいいのではないかと感覚的には思っているところでございます。

更には言えば、今、遡及というお話も少し、表現でありましたけれども、直感的には遡及適用というか、効果自体が遡及するわけでは恐らくなくて、そのまま適用されれば、例えば10年前に既に2年経過していたものについて、この規律が入って、適用するとすると、放っておけば、2年経っているので催告して、その上でやるということに尽きるのかなと思っています。消滅時効とかそういった話のように、期間の経過によって直ちに何か効果が発生するような規律ではなく、飽くまで催告するだけのトリガーですので、そういった意味では、遡及適用というよりは、そのまま適用するという方がいいのではないかと、みたいなことは直感的には少し思っていたところでございます。

また、催告については、これは一般的な催告と同じでございます。正に催告する時点できちんと届かないといけないということに尽きるわけですので、きちんと調査をしてやると、あるいは意思能力の問題があった方について、催告は当然、意思能力といいますか、現行法で行けば受領能力がないといけませんので、意思能力のない方については適宜適切に受け取れるような手続をとっていただくしかないということかと思えますし、さらに、期間が経っていることによって、そこに住んでいないことが判明していれば、それは調査しないといけないといえますか、正に催告するために必要な手続をとっていただくことに尽きるのかなと思います。もちろん、ものによっては送達の届出がされているケースなどについて、送達の届出は一応、現行法ですと、届出すれば基本的には続くものだと思います。

すけれども、実際には続くのだけれども、それでいいのかどうかという問題はまた別途あるのかなと思います。そういった意味で、いずれにしても催告は適宜やっていただくということになるのかなと思って伺っていたところでございます。

届出した後、また放っておかれたケースをどうするかなのですが、繰り返すしかないかなと思っていまして、2年経って、またやるということかなと思っております。恐らく、2年経った場合に完全に決着を付けようと思うと、実体法に手を付けて、債権をどうにかしないといけないという話だと思うのですが、これは手続法の枠をさすがに越えているかなと思いますので、この仕組みはそういうラジカルな方法というよりは、届出してくださいねということを定期的に裁判所が言って、答えてもらって、忘れないようにしてもらいながら処理しましょうというのが、そういう意味でソフトな方法で処理していくということかなと思います。そういった意味で、全体的に催告を要件にしたりしているので、結局、期間があっても当然に消えるというよりは、忘れないでねということを定期的にやり、もういいですということであれば、それはそれで処理するというくらいでいいのではないかなという案にしてあるつもりでございます。

○山本（和）部会長 小澤委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

○今川委員 今回の脇村幹事のことで確認したいのですが、改正民事執行法が施行されるとして、この配当の2がですね、そのときに、私は施行以前の分も、施行されたときから2年間の猶予期間があつて、それから催告と理解していたのですが、そうではなくて、今の脇村幹事の話だと、既に2年間過ぎてしまっているものは催告だけしたらいいのだと、こういうふうに理解したのですけれども、それは少し何か法律の適用としたらおかしいように思うのですが、いかがなのでしょう。

○山本（和）部会長 それでは、脇村さん、お願いします。

○脇村幹事 脇村です。恐らく両方あるのかなと思いますが、例えば、もう既に10年経ったりしていたときに、更に2年待たないと催告できないと考えるのか、十分待っていたのと考えるのか、いろいろあるのかなと思っていました。先ほどそういった話をしたのは、別にそうしたいと決めたわけではないのですけれども、逆に催告を要件としない、2年たったならこうなりますというふうなものになれば、必ず期間を延ばさないといけないというのは、間違いなくそうだろうと思っておりますが、今回はそういうものではないので、選択肢としては二つあるのかなと思っていたところで、催告した後、期間があるので、それでいいという考え方もあるのかなと思って先ほど、話させていただいたところでございます。ただ、いずれにしてもそこは人によって、何といいますか、今、10年と言いましたけれども、場合によっては20年、30年待っていたものについて更に2年待つのかというのは、人によって感覚はもしかしたら違うのかもしれませんが、そういった意味で、そのまま適用するというのもありなのかな、みたいなことを思っていたというだけでして、感覚をついしゃべってしまったというところです。すみません。

○今川委員 やはり法律の適用としたら、法律適用するのだから、10年間過ぎていたので、催告のみでよいとしてこの規定の適用があるのだというのは、少し何か行きすぎのように思う、今そういうふうに思っているのですけれども。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 ありがとうございます。この配当留保の事由について、全ての91条1

項の1号から7号の全ての事由との関係でこの規律を考えているということなのではないでしょうか。6号とか7号とかの場合もそうなのだと思います。そこ辺りを少し教えていただきたいのと、配当留保の対象である債権者が、担保権者である場合に、その後、これは③による配当が行われた場合に不当利得の問題はなお残ると、そこにまで踏み込んだものではないということでしょうか。2点、お伺いしたいと思います。

○山本（和）部会長 2点、御質問ですが、事務当局からお願いいたします。

○脇村幹事 ありがとうございます。まず1点目ですが、一応、案としては全ての1から7号なのですけれども、恐らく、もしかしたら私のはき違えているかもしれませんが、書き方として、この催告を受ける債権者が、特に6とか7だと分かりにくいのかなと思っていると、そこは改めてブラッシュアップしたいと思っていると。

結局、6号については、恐らく催告するのは債権者というよりは、仮差押え等の仮差押債権者とか、7号ですと、債権者は債権者なのですけれども、配当異議を訴えている人をイメージしているのかなと思っていて、我々としては92条2項が適用されて、それと外してできることにするという念頭に議論をしてはどうかと思って書いていたところなのですが、その辺がうまく書けていないのではないかと思います。少しそこはまたブラッシュアップさせていただいた上で、改めて御議論させていただこうと思っています。

2点目の実体法との関係につきましては、基本的にこの手続については配当、手続の中のことだけを処理することを念頭に置いていたものでございまして、それを越えて何か実体法上いじるといふことまでは考えていなかったのが正直なところなのですが、配当手続と不当利得についてはいろいろ議論があり、私も今、相当議論があったことは覚えているのですけれども、それをつぶさに思い出せないで、また整理はさせていただきたいと思いますが、基本的には配当処理のことだけを念頭に置き、それ以上のことは考えない方向でいいのではないかと考えていたところではあります。

○山本（克）委員 イメージはある程度分かりましたが、6号、7号については何か、それだけでいいのかどうかも少し自信はありませんが、6号と7号についてこういうことが可能なかどうかというのは、特に6号の仮差押えについて、仮差押債権者に対して執行裁判所も起訴命令を出せるとか、そういうような話にするというような方向の方が、催告でどうのこうのという話ではないような感じもしなくてはならないので、また御検討いただければと思います。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。それでは、この点、最初に植松幹事からニーズ等、あるいは立法事実があるのかという御指摘がございましたけれども、作るとすればということですが、全体的な規律ぶりについて幾つかの点で重要な御指摘を頂いたかと思っておりますので、これまたパブリック・コメントの状況を見ながらということではありますけれども、引き続き事務当局におかれては更にブラッシュアップをしていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、民事執行の部分はこれで終わります。引き続きまして破産の方に入りたいと思います。部会資料12の8ページ、「第2 破産手続」のうち、まず一つ目、「1 破産管財人による債権届出（申出）の受領等」について、ここに付き

まして事務当局から資料の説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。部会資料12の8ページ、「1破産管財人による債権届出（申出）の受領等」は、破産手続において破産管財人が債権届出の受領等に関する事務を取り扱うことができるとの制度を設けることとした場合に、どのような規律を設けるかについて取り上げるものであり、本文①から⑤につきましては、その具体的な規律の案をお示しするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この提案につきまして御質問、あるいは御意見、御自由にお出しを頂ければと思います。

○笠井委員 ありがとうございます。問題となりそうな時効の完成猶予との関係で、10ページの下の（3）アのところに、こういう債権届出（申出）の提出をもって裁判所に提出されたものと同視し、これらの法律上の効果を認めることはできないのではないかと考えられるということが書いてあって、その後、「また、」以降の、証明ができるのかという問題が書いてあるのですけれども、こういう制度を設けたときに、管財人に出した時点での時効完成猶予というものを一律に否定することを前提に議論をするということで本当にいいのかというのが少し疑問に思ったことです。私はそうすべきだと言っているわけではないのですけれども、時効完成猶予もあり得るということで、時効完成猶予がもしあるのだったら、こういう制度を設けてもいいのではないかという議論もあると思うのです。私人への行為でも、催告と、その後の裁判上の請求みたいなものもあるわけですから、そういう破産管財人への届出の時点で時効の完成猶予の基準時として考えるということも含めて、まず、それがまずいのであれば、もうそういう制度は作らないという方向に話が進む可能性もありますので、この資料自体がそこを完全に否定し切っているかのように読めるところが少し疑問に思ったところですので、申し上げます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務当局から何かコメントはありますか。

○脇村幹事 脇村です。考え方としては、管財人が受け取ったことで何らかの実体法上の効果が発生する上で作るということは選択肢ではあると思っています。ただ、この部会資料を作った差し当たりの理由としては、とはいえ結局そういった法制は無理だろうということ的前提に、現実的に議論した方がいいのではないかということで提案させているものでございまして、選択肢としては確かにあるのですけれども、現時点でそういった法制をとるのはなかなか難しいのではないかということ的前提に、なお作るということを検討してはどうかということを書かせていただいているところでございます。もちろん議論としてそれを否定するつもりもないのですけれども、いろいろハードルが高そうなので、そこを議論してやるというよりは、そうではないことを前提に議論した方が、仮に作るということになると、成案は得やすいかなと思ったところでございまして、すみません、それ以上のあれはないのですけれども、そういったことで作らせていただきました。

○笠井委員 趣旨はよく分かりましたし、難しいだろうなということは私も分かっているつもりなのですが、はなから否定されると、もう少し柔軟な考え方もあっていいのではないかと思ったということです。要するに、そうすると、この方法というのは当然、裁判所への届出もできるということを併存させておいて、そういう時効で危なそうな人はこの方法はもう用いないようにしましょうと、そういうものとして考えましょうというこ

とですよ。ありがとうございました。

○山本（和）部会長 そういうことかと思えますけれども、もちろん違う考え方もあり得るという御指摘はごもっともだと思いますが。

○今川委員 これは実務を知りたいのですが、前は東京地裁はこういう実務をとられているということで、いろいろ各地の実施庁を見ると、そうでもないような話があって、立法化するとなるとやはり、先ほども出ましたけれども、立法事実というのは大きな問題になるのだらうと思えますので、その判断の材料として、各地の実施庁では実際どういう手続をとられているのかどうかというのを念のために、参考のために御提示願えればなど、このように思っております。

○山本（和）部会長 裁判所の方で、民事局からお願いいたします。

○橋爪幹事 全国的にどういう状況になっているかということについては、正確には把握しておりません。

○脇村幹事 脇村です。そういう意味では今回の部会資料は、ニーズがあるのだらうということ念頭に、作るのだたらうかということを書かせていただいているところでございまして、恐らく最終的にはパブリック・コメント等で各弁護士会の皆さんなりから御意見、あるいは弁護士会に限らず、倒産に詳しい方から御意見が出てくるのかなと思っております。なかなか全ての実情を、大規模庁であればある意味、確とした運用というのですかね、分かりやすいのですが、規模が小さくなればなるほど、若干その運用が、運用といえるかどうかという問題もあるかもしれませんが、そういった意味では、是非弁護士の皆様方、恐らく管財業務をしていらっしゃると思いますので、実情を教えてくださいと思っています。

○小畑委員 現在の各地の運用がどうかということで、この制度の提案をしたわけではなく、IT化が実現して事件管理システムに債権届出ができるようになれば、裁判所に対し、債権届出が行われるようになるということは当然の前提として、それでも極めて多数の債権者がいるような事案の場合、又は国外に居住する債権者が多数いるような場合に、裁判所に対する通常の事件を想定した事件管理システムでは到底対応できないような事件類型というのはあるだらうと思えますし、それは既に現実にも起きているということ踏まえて、そういう場合に備えて、債権届出を管財人に直接行う制度を作っておかないと、結局また超法規的な措置のような形になってしまうということになりますので、できる限り立法化を検討すべきではないかという考えで、この制度を提案させていただいたところでございます。

その上で、私は、先ほど笠井先生がおっしゃられたように、ハードルは高くても、債権届出を管財人にした時点で、破産手続への参加という効力を認めて、同時に時効の完成猶予の効力も生じるということは解釈上可能ではないかと思えます。この問題は、破産手続への参加というものが何かということで、現在の破産法は債権届出を裁判所に行くと明示されているから、裁判所への提出が必要ということになると思うのですけれども、この制度を入れれば、破産管財人への届出も、裁判所の許可によるか決定によるか、開始決定と同時にこの決定を行うということも考えられると思うので、破産管財人への債権届出をもって破産手続への参加と認める形で制度を設計することは可能ではないかと思っております。もっとも、法務省から今回出ているこの提案を否定するということではございません。

そもそもの提案の趣旨という観点から発言させて頂きました。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

○山本（克） 委員 私はこの御提案に基本的に賛成で、これをブラッシュアップしていけばいいのではないかと考えております。私は小畑さんが最初に提案された時点で、民法のほかの時効の完成猶予事由との均衡がとれないのではないかという民法上の観点から、小畑さんの見解に疑義を述べましたが、ニーズがあることは承知しております。後楽園球場を借りても入らないような債権者が大量にいた某スーパーですか、流通系の企業であるとか、国際線を運航している某航空会社の更生事件とか、そういうものを念頭に置かれているのだろうということは想像が付き、正にそういうニーズはあるということは承知しておるつもりでございまして、これは事務局が随分苦労されてこういう案を出していただいたことに敬意を表するとともに、この方向で御検討いただければなというのが私のこの案を読んだときの感想でございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○佐々木委員 1③のところで、破産管財人も電磁的方法により債権届出により届け出るべき事項を、ということを書いてありますので、インターネットで受領するということが予定されているのだとは思いますが、そのときに、できれば裁判所と破産管財人が双方でアクセスできるような共通のシステム基盤を使って受領ができないかと思っているのですけれども、そうしたときに、先ほど小畑委員が事件管理システムでは対応できない場合というようなこともおっしゃられていたので、そうすると、こういう共通基盤を使って受領するということは実務上は考えにくいのかということと、共通基盤を使ってしまうと、そもそも裁判所が破産管財人に受領を許可したことの意味が余りなくなってしまうのかどうかという、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。それでは、事務局からお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。正に佐々木委員がおっしゃったような御議論、従前、今川委員でしたか、このシステムを使えば管財人の話にならないのではないかと、みたいなお話があったと思うのですが、恐らく議論としては、ここでいう破産管財人の取扱いは裁判所のシステムを使わない方向を前提に考えてはどうかということかなと私としては認識していました。もちろんそれはシステムを使うことが駄目だというよりは、システムを使うケースは、それは直接裁判所に対してやった扱いにすれば、そこに管財人がアクセスできるようにしておけば、両方共通してできるということかなと思ひまして、使い方としては、システムを使ってやるのだったら、それは裁判所をメインにしつつ、そこに管財人が閲覧など、ダウンロードかもしれませんけれども、やっていくと。一方で、システムを使わない、正にこの管財人の方が受領等に関する事務をやることを考えると、それはこの許可制ではないのかというところで、小畑委員なり今川委員なりがお話しされていたのかなと私としては今、認識していたところでございます。もちろんそれがいいかどうかという議論はまた今後なので、そういったすみ分けかな、みたいなことを考えていました。

○佐々木委員 理解できました。ありがとうございます。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○**垣内幹事** 垣内です。ありがとうございます。私自身はこの部会で従来、御指摘がありますように、この種の取扱いについてニーズがあるということは、先ほど山本克己委員の御発言もありましたけれども、そういう事案もあるのかなと感じておりました、何か適切な法制度を創設することができるということであれば、そういった検討をするということは意味のあることだろうと考えております。

今回、第2の1で出ている案につきましても、方向としてこれを更にブラッシュアップという御指摘もありましたけれども、検討をする余地のあるものではないかという感じがしております、実質についてどうこうということは私は余り意見としては持っていないのですけれども、この資料でも、例えば説明の10ページの冒頭のところで、破産管財人が受け取るものが法的な債権届出であるのかなどは今後の整理が必要であるというようなことも指摘されておりますが、理論的と申しますか、概念の整理と申しますか、破産管財人が届出を受領しているのか、それとも申出を受けて管財人が届出をするのかとか、これは用語の整理にも関わってくるかと思えますし、また、今日の資料の9ページの最後の方の説明ですと、下から2段落目でしょうか、本文の制度は飽くまで破産管財人に債権届出（申出）の受領等の事務の取扱いを認めるとされている一方で、11ページの（4）の理論的な検討というところでは、債権届出という行為の代理又は債権届出の提出の代行というような表現も使われているところですので、更に整理がこの辺りは必要で、それに併せて少し用語等も整えていく必要があるのかなということを考えております。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。ごもっともな御指摘かと思えます。

○**井下委員** ありがとうございます。正に今、垣内先生がおっしゃったとおり、理論面については今後検討がなされていくと認識しておりますが、時効の完成猶予効との関係で、債権届出を行う債権者側としては、管財人に申入れをした時点で時効の完成猶予効を認められるかというのはかなり重要で、特に、あまりないケースかもしれませんが、申入れが時効ぎりぎりのタイミングである事例ではクリティカルになってくると思います。その意味で、現状の資料の11ページの（5）その他の問題というところに書かれておりますように、管財人側で提出漏れがあった場合や、失礼な言い方ですけども、間違いがあった場合、現状の整理では、善管注意義務違反の問題と書かれておりますが、何がしかの救済効があるかは、債権者側としては非常に重要になってくると思います。今後、試案等を作成するに当たっては、その辺りの疑問に十分答えられるような記載にさせていただけるとよいと思っておるところでございます。

○**山本（和）部会長** ありがとうございます。

○**青木幹事** ありがとうございます。今、井下委員がおっしゃったことと重なると思えますけれども、破産管財人が債権届出を受領するということについて、私は、先ほど笠井委員や小畑委員がおっしゃったように、破産管財人が裁判所の代わりに受領するような位置付けを想定していたのですが、それに対しては、消滅時効の完成猶予との関係で裁判所への提出とは同視できないという問題が指摘されていたかと思えます。

この点、この部会資料での御提案の方法は、破産管財人が届出をしようとする債権者の代理人のような位置付けだと私は理解したのですけれども、破産管財人がまとめて届出をすることで裁判所に提出されたとみなされるということで、時効との関係では裁判所に提出される必要があるという問題に対応しているのだと思います。ただ、債権者の代理人と

いう位置付けだと、部会資料においても指摘されているように、破産管財人が裁判所に届出をしないということのリスクを少なくとも一次的には債権者が負うということになって、そうすると、私の方で破産管財人が受領するということのニーズを把握できていないのかもしれませんが、債権者としては原則どおり裁判所に提出した方がより確実であって、破産管財人に提出するというのは使われないことになるのではないかとも思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。事務局から何かコメントがもしあれば。

○脇村幹事 ありがとうございます。時効の点につきましては、従前からこの時効に関して、現在、東京地裁等で取り扱われているケースに問題があるのかという点について、委員の方から実際は起きていないというお話を伺っていたところを前提に、私たちとしては組んだというのが正直なところでございます。恐らく管財人の業務として、届出を受けた以上はそれを届け出るのはある意味、当然なことを前提にすると、そういった例外的な問題としては善管注意義務等の問題で処理すべきではないかと思っておりますし、仮にそういった時効の心配があるケースについて、やはりそれは直接届け出ることができるということで担保することでバランスがとれないかなと思っております。

もちろん将来的な問題として、この制度ができ、将来そういった運用がされていったときに、この破産管財人の地位についていろいろな考え方があり、裁判所と同視できるのだという意見が強くなっていけば、恐らく将来また別途の対応ができるのかもしれませんが、なかなか現行の民法とかの整合性から行くと、これが限界かなというのが正直今、思っているところで、出させていただきます。もちろんそういった時効の問題は起きないであろうということも前提に組んでいますので、そこが難しいということであれば、なかなか難しいところなのかなと思うのですが、今のところはそういった議論の整理をさせていただいたところでございます。

将来的な運用として、そういったケースについて時効のことについてどこまで債権者の方にお知らせするのかとか、そういった問題があるからあちらでやった方がいいですよとかどうかなどは、また今後の運用の話かもしれませんが、差し当たり部会資料としてはそういった議論を踏まえて作らせていただいたところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

○山本（克）委員 細かい点なのですが、届出期間を延長するというような実務の扱いというのは存在しているのでしょうか。その辺り、もし延長したとすると、延長前に届け出られた場合について、延長後の期間と期間満了というのが、時効完成猶予の効果が発生する時点になってしまうとまずいことが起こり得ると思いますので、延長されるというような扱いはあるのでしょうか、そこを少しお伺いしたいと思います。

○山本（和）部会長 誰が答えるのかな。最高裁民事局からお願いいたします。

○橋爪幹事 この話題については中吉委員の方からお答えいただくのが一番いいかと思しますので、中吉委員、お願いできますか。

○中吉委員 今までの私の経験から申し上げますと、届出期間を延長したということはございません。というのも、現行法上は債権届出期間というのは、さほど重視されていないというところと少し語弊があるかもしれませんが、実際、債権届出期間内か外かというところの影響が出てくるのは、一般調査をするのか、あるいは特別調査の対象なのかという、その辺りなのです。届出期間経過後であっても、調査期日の終了前あるいは調査期間の完

了前までに届出がされていれば、大体一般調査の対象として取り扱ってございます。これは現行破産法上の119条、122条の辺りに基づいております。今回こういう御提案を法務省から頂いて、債権届出期間内か外かというところで効力が違ってきたりというようなことになっているのかもしれませんが、今の実務からすると、そういった点は特段、重視をしておらず、むしろ債権調査が終わったか、終わっていないかの方が大事であるということになります。あわせて、管財人の方にいろいろお願いしているのも、現行の東京地裁の運用では、先ほど御指摘がございましたが、要は裁判所の方の受領権限を付与しているというような整理でございまして、先ほど来いろいろ問題になっているところは、裁判所の代わりにやってもらっているというところなものですから、管財人に届出が出されたとき、裁判所に提出されたときだというふうに、私どもはそういう前提で取り扱ってございまして、余り管財人と裁判所で違うからどうだというようなことではやっていないということになります。法律的な根拠につきましては一応、破産法規則の7条、通知に関する事務等の取扱いについての条文だと思っておりますが、裁判所の方から、管財人の同意を得られれば、通知に関する事務を取り扱わせることができるという条文に基づきまして管財人の御了解の下、要するに、裁判所がやるべき受領の事務をやっていただけないかというようなことでお引受けいただいて、やっていただいているということで、対応させていただきます。

更に申し上げますと、東京地裁では現在でも1万件、ピーク時には2万5,000件という数の事件を年間で扱ってございましたので、その事件数だけ、債権届出が裁判所に一手に来るということになると、その仕分作業やら何やらというところから非常に重いものがあります。そのような中での実務上の工夫というところで、それぞれの事件において管財人がお一人ずつ選ばれていますから、管財人の方に送っていただくことによってきれいに整理ができて、いろいろと事務が間違いがないというようなことで、やらせていただいているというところが現状でございます。

少し余計なことまでいろいろ申し上げましたが、東京地裁の運用は以上の状況でございます。どうもありがとうございました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。山本克己委員、いかがでしょうか。

○山本（克）委員 実情は分かりました。基本的に調査の問題、一般調査の対象か特別調査の対象かどうかという方が、より実務的には現在、重要だというのは了解いたしました。仮にこういうような届出の終期に強い実体法的な効力を認めるのだとすると、延長の可否、可だとしたときに、この終期をどう考えるべきかという辺りを少し詰めておかないと、後々不幸な事態が生ずる可能性があるなと思われましたので、よろしくをお願いします。

○山本（和）部会長 御指摘ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○垣内幹事 垣内です。ありがとうございます。先ほど来出ている、管財人に裁判所の受領権限を付与するというか、管財人に出せば裁判所に届出をしたのと同じことになるという構成で考えるのか、それとも、飽くまで裁判所に対する届出なのであって、管財人に対してそれを、資料の後半の方に出てくる代行をしてもらうと、ですので、裁判所に届け出られれば、それが届出、あるいはその効果が、⑤にあるような形で期間末日に届出があったものとみなされるというようなことになると、この二つの考え方があって、時

効等の点を考えると、確かに裁判所の代わりに管財人が受領している、管財人が受領すれば裁判所にやったのと同じであるというのがある意味ではすっきりするというので、実質としてそちらの方が望ましいのではないかという御意見があることも理解できます。ただ、他方、やはり破産管財人は裁判所ではありませんし、飽くまで管財人でありますので、管財人の法的地位について様々議論がありますけれども、基本的には破産者の財産の管理処分権を法律上取得しているということが中核なのだろうと思われまして、私法上の職務であるとか、様々なことが論ぜられてきたということかと思われましてけれども、端的に公的機関であるというように、これまで必ずしも考えられてきたわけでもないようにも思われますので、仮に今回そういう構成での制度を導入するということになりますと、管財人にかなりこれまでとは異なる職務を負う権限を付与する、その地位についてもこれまでとは異なるものが加わるということになる、それは法律でそのように定めれば、できないということではないのかもしれませんが、その辺り、前提としてそういう立法なのであるということは意識した上で検討する必要があるのかなと思われるところです。私自身は、その方向でいいのかどうかということについて、なお今のところ、これまでの議論からすると、少し離れる部分もあるかなという印象を持つ部分もございます。

他方、代行的に考えるという場合に、これは笠井先生が初めの辺りで御発言した点にも関わるのかもしれませんが、時効との関係で、どの時点で完成猶予の効果が生じるのかというのは、これは最終的には時効法の問題という読み方もできるといたしますと、管財人に届出がされたときに、その後でどういう経緯が生ずるかということにもよるかもしれませんが、その段階で完成猶予が生ずるというような解釈論というものもおおよそ排除されるわけでもないのかなという感じもいたしますので、その辺りの可能性がどの程度共通理解が得られるのかといったことも踏まえて、更に理論的な整理と申しましょか、検討が必要なのかなと考えるところです。

少しまとまりのない意見で恐縮ですけれども、以上です。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 1点だけなのですが、先ほど来出ている債権届出期間の終期をもって提出ということなのですが、私が想定しているこういう制度が必要だという案件は、大量債権者がいるような場合が多くて、ある事案では最終日に2万件くらい債権届出が出されたというような事案もございますので、この制度がどういう種類の事件を想定して今後運用していくべきかという点を考えて、その上で裁判所に対する届出が必要だという制度設計をするのであれば、そういうような事例もあり得るのだという点も少し考慮していただく必要があるかとは思っているところでございます。

○山本(和) 部長 ありがとうございます。恐らく事務当局としてはそういうことを考慮して、④のところ、債権届出期間の末日からこの2週間の余裕を破産管財人に与えたということかと思うのですが、小畑委員の今の発言は、2週間では2万件に対応できるかという感じなのでしょうか。

○小畑委員 なかなか大変だということでございます。

○山本(和) 部長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○脇村幹事 最後の点は恐らく、この2週間を不変期間と考えるかどうかが影響してくるのかなと思っています。直感的に言いますと、元々の私の考えとしては、不変期間と考えるまでもないのかなとすると、伸長することは、準用して民訴法の規定等を使えないかというのは少し考えていたところでございます。ただ、期間に、正にこれは遡及するという話だと思えるのですけれども、遡及するとなると、余りフリーで何でもかんでもできるというのは難しいかなと思ひ、差し当たり2週間にさせていただいたというところなのですが、そういったことも少し考えていたというところで、また御意見いただければと思います。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。おおむねよろしいでしょうか。

それでは、かなり多様な、基本的な構成の当否も含め、また、個別の具体的な手続の在り方、その期間の設定も含めて様々な御議論を頂けたかと思ひますので、これも恐らくパブリック・コメントでいろいろな御意見が寄せられるのではないかと思いますので、それも踏まえて更に当部会で御検討を頂ければと思います。

ということですが、ここで若干、休憩時間、残りがどれくらい掛かるかというのは私は予測できない、ひょっとしたらすつと終わってしまうかもしれないという気もするのですが、時間が掛かる可能性もあると思ひますので、ここで若干の休憩時間を取りたいと思ひます。20分程度お休みいただいて、15時30分に再開したいと思ひますので、オンラインの方はそれまでにお戻りいただければと思います。

（休 憩）

○山本（和）部会長 それでは、3時半になりましたので、審議を再開したいと思います。

続きまして、資料12ページの「2 破産債権者による債権届出の提出の省略」、これについての御議論を頂ければと思います。それでは、まず事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。部会資料12の12ページ「2 破産債権者による債権届出の提出の省略」は、破産手続において、知れている破産債権について、破産債権者による債権届出の提出の省略を可能とする制度を設けることを取り上げるものであり、本文の①から③までにつきましては、その具体的な規律の案をお示しするものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この点につきまして、御質問でも御意見でもお寄せいただければと思います。

○山本（克）委員 私の意見は14ページ以下のこととも絡むのですが、それでもよろしいでしょうか。

○山本（和）部会長 どうぞ。

○山本（克）委員 それでは、申し上げます。

私はこの制度に、前も申し上げましたように、反対でございます。まず、私自身はむしろ再生手続における自認債権の制度を廃止すべきだと思ひているということが前提で、そういうふうを考えるのは基本的に、やはり権利者は権利の上に眠っていれば、その権利について不利益を被っても構わないという近代法の一般原則を前提に考えるべきだと思ひ

いるからです。ただ、再生手続における自認債権制度の廃止については、この部会でやるべき事柄ではないと思いますので、それを立法提案するという趣旨ではございません。

各論的な話をしますが、まず、更生手続において同様の制度を設けた場合には、問題として生ずるのは、自認債権の制度ではなくて届出擬制という形にしますと、やる気のない債権者が手続に関与してしまって、結局、決議においてやる気のない人の、頭数要件が外れているとはいえ、果たしてそういうごく一部の債権者しか参加しない関係人集会ないし書面投票で議決がされてしまうことがいいことなのかと。株主についてはそうなっているから、いいのではないかという考え方もあり得るところですが、そこについてはやや私は疑問を感じております。

それから、再生手続においては頭数要件が決議要件として残っていますので、やる気のない人に議決権を与えることによるデメリットというのは存在し得ると思っております。小規模個人再生の場合については届出擬制がされているのではないかと思います、あれは消極的決議になっていることと絡めてそういうふうな制度設計をしたというのが私の認識です。つまり、反対しない者は賛成したものとみなすと、つまり、やる気のない人は賛成派だとみなしているからこそ届出擬制というのが成り立っているのだらうと思っております。再生手続において、自認債権から更に一步進めて届出擬制をするということは、通常の民事再生における再建の可能性を減ずることにつながりかねないということで、かなり慎重な判断を要する事柄だと思っております。そう考えますと、私は破産法、更生についてはグレーなのですけれども、再生手続のうち通常の民事再生についてこの制度を取り入れることには極めて慎重であるべきだと考えております。

そういたしますと、なぜ破産手続においてだけこういう制度をとるべきなのかと、つまり、結局これは債権者集会の決議が少ない、やられる頻度が少ないからだという説明になってしまうのですけれども、それで本当にいいのかどうかという点に、届出擬制という考え方には疑問が生じます。それから、破産手続において自認債権の制度を別途設けるべきだという考え方もあり得るところですが、私自身は自認債権制度に対して、あれはもう原始再生法について世論の反発を招かないための便宜的なものだと考えており、先ほど申しましたように、それを拡張することには慎重であるべきだと考えております。

この議論を前回したときに、小畑さんから、再生法においても管財人がいるときに自認債権の制度を設けているから、管財人制度と自認債権の制度は両立するのではないかという御議論をされたと記憶しておりますので、その点についても一言申し上げたいと思います。

再生手続において管財人が選任される場合は、手続開始決定とともに管理命令が発せられ、終結まで管理命令が維持されるという実務運用が通例であるとは思っておりますが、法律の建前上は、管理命令を手続開始後に発令したり、手続開始時、あるいはその開始後でもいいのですが、途中で管理命令を取り消すということも認める立法になっているわけなので、そうすると、特に事後的に管理命令が取り消された場合とか、事後的に発令された場合に、それまでの自認債権の扱いをどうするのかという問題、あるいは自認債権がなかったものを新たに自認債権として認めるべきなのかというややこしい問題が生じ、そういう問題が生ずることは、管理命令の前後あるいは管理命令の取消しの前後の手続の同一性の観点から、非常に疑問があるということから、もうやむを得ず、再生債務者が管理処

分機関である場合に自認債権の制度を設けた以上は、もうその同一性を維持するためにはやむを得ないという立法的判断がされたのだと私は考えております。ですので、管理命令発令時においても自認債権の制度があるから破産法でも行けるということには、私は必ずしもならないと、そこにはもう一段、慎重な検討が必要であると考えております。

ということで、私としてはこの2の御提案には反対でございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

皆さん、気圧された感もあるかもしれませんが、反対の御意見がありましたが、いかがでしょうか。

○小澤委員 ありがとうございます。破産管財人が特定債権者表に記載することを遺漏した場合の扱いをどのように考えるかによって、実際に利用されるか否かも変わってくるのではないかと考えています。この遺漏があった場合の具体的な破産管財人の責任、債権者の救済の内容は今後の議論ということになるのだと思っておりますが、破産管財人については善管注意義務違反としての損害賠償責任は免れられないのではないかと印象を持っており、破産管財人の負担感が非常に大きなものになるのではないかとこの点を危惧しています。

以上から、現時点では今般の提案の趣旨が債権者の債権届出の負担軽減にあるのであれば、新しい制度を設けるよりも、それこそIT化で債権届出手続の敷居を下げる方向を目指した方がよいのではという意見を持っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○小畑委員 山本克己先生の御意見に対して反論するものではございません。また、立法経緯についてもそのとおりかと思えます。民事再生から会社更生に移行するような場合とか民事再生から破産に移行するような場合に自認債権が大きな問題になっているというのは、御指摘のとおりかと思っております。本来であればやはりどちらかに統一した方がよいのではないかというのは、実務的にも思えます。特に、会社更生において自認債権がないということで、届出忘れをしている人たちに対してはどう対応するかということでいつも悩むということもあります。

それはそれとして、この制度については、私は必ずしも反対はしないという立場でございまして、この特定債権者表というような形で、管財人が事件管理システムに直接入力していくというようなことによってIT化を推進するという一つの推進策というか、それにも当たるのではないかと思います。今御指摘のありました、破産管財人が特定債権者表に記載漏れをした場合というのは、再生管財人が自認漏れをした場合と同じような利害状況かと思えますけれども、再生管財人が自認漏れをした場合に法律上、特段の制裁があるというわけではなく、その債権について、例えば届出のあった場合と同じようにみなすというような規定もあるわけではないので、それほど私は大きな障害にはならないのではないかと考えているところでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。事務当局から何かございますか。

○脇村幹事 脇村です。ありがとうございます。いずれにしても最終的にはまたパブリッ

ク・コメントで、そもそもこの管財人の方たちがどういったことをするのかについて賛成、反対、いろいろあると思いますので、それを踏まえてまた案を出したいと思います。今回は、考えられる二つの大きな、1の方はどちらかという代行的というか、来たやつを流しますよと、2はどちらかというサービスの的にやっていくようなイメージで、正にだからこそ反対意見があるわけですがけれども、そういった案を出させていただきまして、問題点は今日、御議論いただいて、私たちの方で認識しましたので、最終的にパブリック・コメントの意見を踏まえながら、皆さんの御意見を頂く際に改めて提示する際に、そういった問題点を踏まえて、この両案を出すのか片方だけにするのか、どうするのか少し考えたいと思います。いずれにしても、今日頂いた御意見を踏まえながらブラッシュアップはした上で、もちろんパブリック・コメントの後ですがけれども、意見を踏まえながら、皆さんに出すときにどういった形にするか、少し考えたいと思います。

○山本（和） 部長 既にまとめのような御発言だったのですが、ほかにはよろしいですか、この点、特段ございませんか。

○垣内 幹事 垣内です。先ほど山本克己委員が言われた、この提案に対する反対の理由としては、主要な点として大きく二つあって、一つは、そもそも自らの権利を積極的に主張しない者について、権利行使の効果を当然に有するというような制度が適切なのかどうかという根本的な御疑問に加えて、もう少し実際的なところとしては、特に議決権の関係で、再生手続の場合には実際上の問題がかなりあるのではないかという御指摘で、いずれもそのとおりかなと伺っていたのですが、前半の、権利の上に眠る者とはという点につきましては、ここでの提案で申しますと2①のところ、破産手続の円滑な進行を図るため必要があるときは、という要件がここで仮に置かれているということですが、例えば少額の債権者等で必ずしも積極的な権利行使を期待できないような者について、場合によってこのような取扱いが適切と評価される場合があり得るのかどうかといったようなところについては、一般的に認めるということはなかなか説明が難しいのではないかと思いますけれども、何らか少額債権等々についてそのような場合もあり得るのかどうかということは検討の余地は多少あるのかなという感じはいたします。結論として、債権届出のような効果まで当然に認めるという仕組みが、資料に出ている再生の少額の場合というのがあるかもしれませんが、ほかの制度との並びでどうかというところが検討課題になるかもしれませんが、それによってはそこはあり得るかなと。

2点目の議決権の話も、これは、問題がもし議決権なのだとする、議決権の行使については付加的な要件を課すとか、そういった規律があり得るのかどうかということも理屈としては考えられるのかなという気もいたしました。ただ、1の方の提案がどうなるかということとの関係で、実際にこのニーズがどの程度あるのかということも変わってくるかもしれませんが、先ほど事務局でまとめられたようなことで、引き続きパブコメの結果等も見ながら検討ということでよろしいのではないかと思います。

○山本（和） 部長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

○山本（克） 委員 私ばかりしゃべって申し訳ありませんが、今の垣内さんの御発言のうち少額債権の扱いですが、そこで私が気になっているのは、破産法111条1項4号との関係を少額債権において、そういうみなし届出の場合にどう考えていくかというのがやや気

になるところです、各論的な話になりますと。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいでしょうか。

それでは、先ほど既に事務局からのまとめがありましたけれども、パブコメの御意見も踏まえて引き続き検討をしていくということかと思えます。

資料の最後ですけれども、今の破産の第2の1、第2の2との関係で、これを再生、更生でどのように考えるかという問題で、この点について既に小畑委員からも、あるいは山本克己委員からも若干の御指摘があったかと思えますけれども、最後にこの点について補充的な御意見を伺いたいと思えます。まとめてこれはもう、ということではないかと思えますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○森関係官 関係官の森でございます。御説明いたします。部会資料12の14ページ、第3の「1 管財人」では、第2の1と同様に、再生手続における管財人が債権届出の受領等に関する事務を取り扱うことができるとの制度を設けることについて取り上げるものでございます。同じく15ページ、「2 再生債務者」につきましては、再生債務者が債権届出の受領に関する事務を取り扱うことができるとの制度を設けることについて取り上げるものでございまして、「第4 更生手続」につきましては、管財人が債権届出の受領に関する事務を取り扱うことができるという制度を設けることについて取り上げるものでございます。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、この再生、更生、いずれの点でも結構ですので、もし破産の議論を踏まえて御発言があれば、お願いしたいと思えます。

特段ございませんか。

○山本（克）委員 私ばかりで申し訳ないのですが、どなたも発言にならないので。第2の1との関係では、拡張することについて私は何も異論も持っておりませんので、原案どおり、もちろん第2の1のブラッシュアップが必要だということは再三先ほどから皆さんおっしゃっていますので、その点は留保しつつも、ここの第3、第4の御提案には賛成です。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

○小澤委員 ありがとうございます。2の再生債務者についてなのですが、再生債務者代理人が債権届出を受領することは、理屈の上では再生債務者が受領することと等しく、再生債務者にそのような権限を与えるのは好ましくないように思っています。仮にそれを可能とする場合、通常の民事再生手続の大規模な事件で再生債務者に代理人が付いている場合を想定されているとは思いますが、単に再生債務者代理人という表現では個人再生にも当てはまってしまいます。個人再生では再生債務者に代理人が付いていない場合もありますし、多数の債権者が存在することもほとんどないと思えますので、個人再生は適用除外とすることをはっきりさせた方がいいように思っています。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。再生債務者、いわゆるDIP型の場合は、やはり少し異なる考慮が必要ではないかという御指摘であったかと思えますが、ほかはいかがでしょう。

特段ございませんか。事務局から何か確認しておくことはありますか。

○脇村幹事 先ほど山本克己先生がこの御提案についてお話しいただいたのですが、第3の2も含めてという、そこは伺っていて少し分からなかったのですが、もしあれでしたら教えていただければと思います。

○山本（和）部会長 山本克己委員、いかがでしょうか。再生債務者、DIP型の場合も第2の1と同様の規律を。

○山本（克）委員 先ほど言いました、途中で管理命令が取り消されたり発令されたりする場合を念頭に置いていますので、抽象的にはあった方がいいと。ただ、実務運用として裁判所の許可が必要ですので、こういう場合に適切な事案をきちんと裁判所は選択するだろうという見込みの下に、第3の2も賛成であるという趣旨を申し上げました。ただ、今少し私、考えが足りなかったなと思うのは、小規模個人再生と給与所得者等再生については外す余地はあるというふうに、先ほどの御意見を伺って思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、全体についてこれで一通りの御議論を頂けたかと思えますけれども、他に、全体を通してでも結構ですけれども、何か御発言いただくことがあれば、この際、御発言を頂ければと思いますが、いかがでしょうか。

○今川委員 中吉裁判官の東京地裁の実例で、少し私、聞き逃したのかもしれませんが、再度質問させてください。東京地裁では2万何千件も破産管財事件があって、仕分が大変だとおっしゃっていたのですが、そこは理解するのですが、仕分が大変だから、小畑先生などがおっしゃっているように、大規模事件については破産管財人に対して今回議論になっているような第2の1の取扱いをしていると、こういうふうに発言されたということではよろしいでしょうか。確認です。

○山本（和）部会長 それでは、中吉委員、御発言いただけますでしょうか。

○中吉委員 私が申し上げたのは、飽くまで今現在、東京地裁で行われている運用は、そういうような配慮があってお願いをしているというお話でございまして、新たに制度を仕組んだときにどうするかというところとはまた別のお話として申し上げさせていただきました。先ほど来からお話がありますように、システムができて、システムとして裁判所の方に直接の届出をすることで十分対応できるということであれば、それはそれで結構かと思えますし、要は、それで拾い切れない事件の類型についてどうするかという問題があるところで、今日の御議論も伺ったところでございます。ですから、たくさん事件が来るからどうしてくれ、こうしてくれということをお願いしたわけではないでございます。

○山本（和）部会長 とうか、今川委員からの御質問は多分、そういう大変な中、この破産管財人が債権届出を受領するという実務が一部の大規模事件に限られているのか、あるいはもっと広く行われているのかという現状についての御質問だったのではないかと思います。

○中吉委員 失礼いたしました。現状では、今申し上げたようなことで、東京地裁では、全件でそのような取扱いをさせていただいてございます。要するに、債権者数が少なくても、先ほど申し上げたような件数が一遍にきていますし、本日も昨日も大体、債権者集会だけで100件から120件実施させていただいているというような現状でございまして、当然それに伴って債権届出が来るということの中で、効率的な事務を図るためにはどうした

らいいかというような判断で、今のような運用をさせていただいているということでございます。

○今川委員 今回ここで法律化しようといっているのは大規模事件ということになっているのですが、そこら辺を少し検討する、つまり、大規模事件だけではなくて小規模な事件も大規模庁においてはこういう破産管財人に届出をさせるということも必要かどうかということも踏まえて議論をしていかないと、またそうすると、それは法律、立法化になってしまうと、全件ということになると、それこそ各地の取扱いが変わってくるので、そこら辺は議論を整理しなければいけないのかなと思いました。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。恐らく今回の御提案は、要件として破産手続の円滑な進行を図るために必要があるとき、というやや抽象的な要件になっており、これはそれぞれの裁判所の実情において、どのような形でやるのが円滑な進行を図るために必要なのかということも変わってき得るのではないかなというようなことも恐らく考慮して、こういう形になっているのかなとは思いますが、いずれにしても引き続き、各地の裁判所の実情等に応じてこの要件も考えていかなければいけないということは、そのとおりかと思っておりますので、引き続き御検討を頂ければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。全体を通して、もし何かあればと思いますが、大丈夫でしょうか。

それでは、本日の審議はこの程度とさせていただきます。

次回議事日程等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○脇村幹事 脇村です。次回の日程は、令和4年10月14日午後1時半から6時まで、場所は法務省地下1階大会議室、本日同様に予定しております。

次回におきましては、また最終的な取りまとめに向けた御議論をお願いすることになりますが、詳細につきましては追って御連絡させていただきたいと思っております。パブリック・コメント期間中であるということを考慮した上で、適切な論点をくくり出した上で、また御議論をお願いしたいと思っております。

○山本（和）部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれにて閉会とさせていただきます。

本日も長時間にわたりまして熱心な御審議を賜りまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

—了—